

2024年1月9日

Keio-SPRING「未来社会のグランドデザインを描く博士人材の育成」

2024年度〔第2期〕募集要項

Keio-SPRING 事業統括

1. 趣旨

本学では JST「次世代研究者挑戦的研究プログラム」の助成金を得て、博士後期課程における博士人材育成プロジェクトを実施する。このプログラムは日本の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な志ある博士後期課程学生を育成することが目的とされている。

本プロジェクトでは、高い研究力に加え、人や社会の営みそのものへの深い理解に基づく新しい価値を創造する力、解くべき課題を発見する力、そして限りある資源を適切に配分して解決につなげる力を有し、『未来社会のグランドデザイン』すなわち 50 年後の次の社会をどうつくっていくかを自ら考え行動に移せる博士人材を育てることを目指す。

このため、分野を問わず、真摯に自らの研究課題に取り組むとともに、多様なキャリアパスにおいて活躍するために求められる能力を育成する取り組み（キャリア開発・育成コンテンツ）に自律的に参加する、意欲ある博士後期課程学生を選抜し、研究費および生活費相当額を補助し、挑戦的・融合的な研究活動を支援する。

2. 支援期間・支援内容・支給額

本プロジェクトは JST による次世代研究者挑戦的研究プログラムの助成により行っています。この助成は 2023 年度で一旦終了となり、2024 年度から後継プログラムへと引き継がれる予定です。

慶應義塾は引き続き後継プログラムに申請しておりますが、後継プログラムの採択状況によっては、以下の支援内容等に変更が生じる可能性があります。最終的な補助の内容等については、3 月末の正式な通知の際にお知らせいたします。予めご了解の上、申請をご検討ください。

<支援期間>

最大 3 年間（4 年制の場合は最大 4 年間）で、最短修業年限を上限とする。

年度ごとに継続の意思、資格、および活動実績を確認する。

<支援内容>

資金補助だけでなく、博士後期課程学生が将来にわたって多様なキャリアパスで活躍するためのキャリア開発・育成コンテンツを提供する。

<支給額>

生活費相当額および研究費を支給する。

※2024 年 9 月入学の場合は、2024 年度については生活費相当額および研究費は半期分の補助となる。2024 年 9 月に最短修業年限を迎える場合についても同様に半期分の補助となる。

※上記のほか、年度途中で辞退、補助中断等により年度内の補助期間が短くなった場合には、補助期間に応じて生活費相当額および研究費の金額を修正し、返金を求める場合がある。

- ・生活費相当額：一律年間 220 万円
- ・研究費：年間 30 万円を基礎額とする
- ・挑戦的取り組み補助費：

本プロジェクトでは採択者全員に挑戦的取組への積極的な姿勢を求めている。

海外交流、フィールドワーク（国内含む）、インターンシップ等の取り組み、新たな発想による研究の展開など、研究に関する挑戦的な取り組みに対して、申請内容により適切な額（上限 100 万円）を上記の研究費基礎額に上乗せで支給する場合がある。挑戦的取組について、以下のいずれかまたは両方を申請書①および②に必ず記載すること。

- ・2024 年度中に予定する挑戦的取組の計画、経費計画、追加補助を希望する場合は希望金額
- ・（現時点で 2024 年度中の取組予定がない場合）2025 年度以降に予定または今後検討する取組申請の際は、p.4 で指示する【学生向け書式】BOX にある挑戦的取組ガイドラインおよび申請のコツについての説明資料を参照の上、趣旨に沿った申請となるよう注意すること。

<振込先・管理>

生活費相当額は採択者本人の銀行口座へ振り込む。銀行口座は、日本国内のものに限る。現在日本に銀行口座を保有していない場合は、事務局へ事前に連絡すること。なお、生活費相当額の振込時期は、採択者に別途案内する。

研究費および挑戦的取り組み補助費は所属キャンパスでの機関管理とする。

3. 応募要件

未来社会のグランドデザインを描き、それを実現するための研究に挑戦しようとする優れた博士後期課程学生。自律的に異なる研究領域との対話の場等に参加し、意欲的に研究に取り組むこと。

1) 対象者

第 1 期の補欠者が申請書の修正・再提出を希望する場合、第 1 期の補欠を辞退したのち、改めて申請が必要。

A. 2024 年 3 月 4 日までに 2024 年度慶應義塾大学博士（後期）課程入試に合格している（予定の）者

- ・合否発表前に本プロジェクトの研究科締切がある場合、発表を待たずに研究科に申請可能
- ・ただし、入試不合格、入学辞退、予定の時期に入学しなかった場合は不採択とし、補助しない

B. すでに慶應義塾大学博士（後期）課程に在籍し、2024 年 4 月に最短修業年限を超えない者

※A,B どちらについても、申請時および採択決定までに必要書類を提出でき、補助開始時に日本にいないことを原則とする。申請を希望するが、やむを得ない事情により補助開始時までに日本に入学できない可能性のある場合は、事務局へ事前に連絡すること。

2) 他事業との重複

JSPS 特別研究員 DC、博士課程教育リーディングプログラム参加学生として給与を得る者、国費留学生は対象としない。（私費留学生は対象だが、1）、3）の応募要件に相反する場合は対象としない。）

奨学金・補助金等については、他事業との併給・併願を不可としているものがあるため、受給している、または出願を予定している奨学金や補助金と本プロジェクトとの併給・併願が可能であるか不明な場合は、必ず本プロジェクト申請前に相手先（資金元）に確認すること。

3) 収入制限

所属する大学や企業等から、生活給として十分な水準で給与・役員報酬等の収入を得ていると認められる学生は対象外とする。十分な水準の収入の基準として、年間 240 万円（当該年度 9 月入学または 9 月に最短修業年限を迎える場合は、半年間で 120 万円）とする。さらに、用途が生活費と明確に判断できる奨学金・補助金等も、制限の対象となる収入に算入すること。

収入制限に算入を必要としない場合でも、アルバイト等は研究やキャリア開発・育成コンテンツに取り組むことに支障がない範囲でのみ可能とする。

収入制限の詳細については、FAQ を必ず確認すること。収入制限の基準に合致しない申請は不受理とする。FAQ は p.4 で指示する【学生向け書式】BOX から閲覧可能。

※本文書、FAQ を見ても、自身の収入が安定的な収入として基準額に算入する必要があるかの判断がつかない場合は、事前に研究科の申請受付担当部署へ確認すること。

<収入制限の基準額に算入する収入の一例>

算入するもの	所属する大学や企業等からの給与・役員報酬等の収入、用途が生活費と明確に判断できる奨学金、補助金等
算入しないもの	アルバイト、パート、TA、RA で得られる収入等 ※ただし、医師のパート勤務や非常勤講師等、例外的に算入が必要な場合がある。必ず FAQ を事前に参照し、収入制限に抵触しないか確認すること。

<収入見込確認について>

採択者のうち、収入見込について確認すべき事項がある場合は、事務局より個別に連絡する。確認の結果、収入制限に抵触することが判明した場合には、募集要件を満たさないものとし、採択取消となる場合がある。また、確認に時間がかかる場合は、確認完了まで生活費相当額の振込および研究費・挑戦的取組補助費の使用開始を保留する。

4. 支援対象学生の義務等

支援対象学生には、義務、遵守事項、協力を求められる場合がある。[「慶應義塾大学における次世代研究者挑戦的研究プログラム『未来社会のグランドデザインを描く博士人材の育成』に関する取扱」](#)に記載された事項を了解した上で申請すること。

5. 選抜・補助開始スケジュール（予定）

1月9日	2024年度第2期募集要項公開開始（申請受付期間は各研究科が設定）
3月下旬	採否内定通知について、研究科より採択内定者へ案内
4月中	研究費の支出開始（機関管理） ※ 4月1日以降の請求書が有効 (9月入学予定者は10月中開始)

6. 申請方法・申請締切

申請書等の提出方法、締切日等は研究科により異なります。下記のリンク一覧から、ご自身が入学・進学予定（申請要件 B の方は在籍中）の研究科の案内を確認してください。

研究科名	申請方法に関する案内へのリンク
文学研究科	https://keio.box.com/v/2024-2nd-bun-boshu
経済学研究科	https://keio.box.com/v/2024-2nd-keizai-boshu
法学研究科	https://keio.box.com/v/2024-2nd-hougaku-boshu
社会学研究科	https://keio.box.com/v/2024-2nd-shagaku-boshu
商学研究科	https://keio.box.com/v/2024-2nd-shogaku-boshu
医学研究科	https://keio.box.com/v/2024-2nd-igaku-boshu
理工学研究科	https://keio.box.com/v/2024-2nd-rikogaku-boshu
経営管理研究科	https://keio.box.com/v/2024-2nd-kbs-boshu
政策・メディア研究科	https://keio.box.com/v/2024-2nd-seime-boshu
健康マネジメント研究科	https://keio.box.com/v/2024-2nd-kenmane-boshu
システムデザイン・マネジメント研究科	https://keio.box.com/v/2024-2nd-sdm-boshu
メディアデザイン研究科	https://keio.box.com/v/2024-2nd-kmd-boshu
薬学研究科	https://keio.box.com/v/2024-2nd-yakugaku-boshu

7. 提出書類

- (1) 申請書①（所定の様式に記入し、研究科の指示に沿って提出）
- (2) 申請書②（Google フォームにて回答）
- (3) 所見書（指導教員に作成を依頼すること）

・指導教員について

p.2 応募要件 1)対象者 A の場合：慶應義塾大学博士（後期）課程入学後の指導（予定）教員
対象者 B の場合：現在所属している研究科での指導教員

※なお、研究科ごとの申請受付方法の案内に所見書の作成について別途指示がある場合は、そちらに従うこと。

【学生向け書式】 <https://keio.box.com/v/Keio-SPRING-for-Applicants>

【指導教員向け所見書書式】 <https://keio.box.com/v/Keio-SPRING-syokensyo-jukunai>

8. 選考の観点

- ・研究計画の卓越性、新規性、重要性
- ・分野や領域を超え、新しい価値創造へ挑戦しようとする意欲やケイパビリティ(研究者としての資質)
- ・学位取得と修了後のキャリアや社会へのインパクト

9. 注意事項

- 本プロジェクトの透明性確保およびキャリア・交流支援の観点から、慶應義塾大学 Web サイトで研究科、学年、氏名、研究課題名等を公表する。
- 年度途中でも申請要件を満たさなくなった場合には、打ち切りの可能性がある。
- 生活費相当額は税法上雑所得として扱われていることを扶養義務者（親等）に伝えるとともに、健康保険や扶養手当等における扶養の扱いについては、扶養義務者（親等）の職場等に確認すること。また、所得税における扶養の扱いについての不明点は、近隣の税務署に問い合わせること。
- 生活費相当額は雑所得として扱われ、所得税、住民税の課税の対象となるため、採択者自身による確定申告が必要。

参考サイト：国税庁「所得税の確定申告」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kakutei.htm>

- 生活費相当額等の支給は、博士後期課程学生による既存の枠組みにとらわれない自由で挑戦的・融合的な研究を支援するものであるため、学生と大学間の雇用関係を前提とするものではない。このため、社会保険、年金等は支援対象学生自身の手続き・管理が必要。

◆本プロジェクトの事務局◆慶應義塾 学術研究支援部（三田キャンパス 南別館4階）

E-mail : jst-doctoral_inquiry@adst.keio.ac.jp 対応時間：平日 8：30～17：00

※問合の際は、件名に【Keio-SPRING 問合せ】と必ず記載してください。